平成２１年（フ）第５６２号
埼玉県川越市大字砂新田80番地27　コーポ藤201号室
債務者　内田ちよ子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１６号
釧路市若竹町６番３号　コラムササキ202号
債務者　小野　明美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２７３号
釧路市新橋大通３丁目２番155号
債務者　田崎つる子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
岡山県倉敷市玉島陶1863番地
債務者　長尾　申一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前11時30分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４８９号
横浜市瀬谷区相沢２丁目27番地の10
債務者　清水　正一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５１１号
横浜市神奈川区大口通127番地１　マツモト第２マンション405号、住民票上の住所横浜市神奈川区入江２丁目19番８号　フェニックス大口301号
債務者　山城　杏奈
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８号
静岡県富士市西柏原新田267番地の16、前住所静岡県沼津市原町中３丁目13番地11
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第８４７号
神奈川県小田原市下新田221番地１
破産者　株式会社井上
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成１９年（フ）第８１７号
岩手県紫波郡矢巾町大字土橋第４地割25番地１
破産者　雅建設有限会社
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第４１０号
茨城県小美玉市羽鳥976番地
破産者　株式会社岡藤
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第３４８号
静岡県沼津市東間門３丁目７番地の６
破産者　株式会社高田工務店
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第５９号
山形県北村山郡大石田町大字横山267番地の２
破産者　高橋建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５８５号
石川県金沢市西念４丁目７番１号
破産者　丸一青果株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１５５０号
名古屋市瑞穂区洲雲町４丁目60番地の１
破産者　有限会社桜商事
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２７３１号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目10番地
破産者　有限会社明宝
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２号
名古屋市昭和区小坂町１丁目29番地
破産者　日興建設工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７号
神戸市垂水区海岸通１番20号
破産者　中村冷熱工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７０２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目10番20号
破産者　株式会社トラストビルサービス
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係